謝金規程

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人京都わかくさねっと（以下、法人という。）が、業務への協力に対する謝金について、その支給基準および手続きを明確にすることを目的とする。

（謝金の対象者）

第２条 謝金の対象者は、以下の各号に定める者とする。

１ 講師：法人が実施する研修会、セミナー等において、講師を務める者。

（１）運営指導を行う講師：法人の事業運営に関して、継続的に指導、助言等を行う者。

（２）専門家講師：特定の専門分野における知識、技能等を提供する者。

２ 事務局補佐：法人の事務業務の補助を行う者。

３ ボランティア：法人の活動に自発的に協力する者のうち、法人が特に謝金支給の対象として認めた者。

（謝金の額）

第３条 謝金の額は、以下の各号に定める通りとする。

１ 講師

（１）運営指導を行う講師：1 回あたり 20,000 円

（２）専門家講師：1 回あたり 6,000 円～30,000 円

２ 事務局補佐：1 時間あたり 500～1,500 円

３ ボランティア：1 日あたり 2,000 円

（謝金に含まれる費用）

第４条 前条に定める謝金の額は、原則として交通費及び宿泊費等を含まない。

（交通費等の実費支給）

第５条 法人が特に必要と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、交通費や宿泊費について、その実費分を支払うことができる。この場合、謝金対象者は、領収書等の証拠書類を提出するものとする。

（支給手続き）

第６条 謝金の支給の具体的な手続きについては、別途定める。

（改廃）

第７条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和７年９月１日から施行する。（令和７年９月１日理事会決議）